

公益財団法人日本ハンドボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://www.handball.or.jp/jha/gcode.html

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	Vision、Mission、中期計画、を策定。2022年度の事業計画に入れ2022年2月の理事会承認を得て、HPに掲載。2022年度以降中期計画を実行するために、優先順位を付けて、年度別にやるべきことを明確にして、進めていく。	2023年度事業計画 Vision,Missionをホームページにて公開
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	2023年9月に事務局強化のため、9月に2名、11月に2名採用をおこなった。	2023年度事業計画 第一次補正予算
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	四半期ごとの決算を事業単位で可能とすることで、予算と実績を確認しやすくするとともに、問題点が顕在化しやすいように変更した。	2023 年度収支予算書
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2023年6月の理事改選により新たに就任した理事25名の内、外部理事は6名、女性理事は4名となっており、各々の比率は24%と16%となった。 外部理事比率、女性理事の比率が目標が未達であったが、2025年6月の役員改選での達成を目指す。	役員名簿
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2021年6月の評議員改選により就任した評議員29名から日本ハンドボールリーグが加盟団体になったことにより1名追加し30名となった。、外部評議員は2名、女性評議員は7名となっており、各々の比率は6.6%と23.3%となった。 2021年6月の改選で外部評議員は2名、女性評議員は7名となった。 次回改選に向けて評議員推薦ロジックの見直しに着手。次回の改選となる2025年での外部比率、女性比率については継続して検討中。	評議員名簿

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	アスリート委員会規程に基づき活動しており、2023年6月の役員改選に伴いメンバーも一新した。	組織図 役員名簿 アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	「定款」及び「理事会運営規程」に基づき理事会を運営中。現時点では審議事項が多く、2022年度については、定款に基づく年2回以外に1回（計3回）の定例理事会を開催、さらにオンラインを活用した臨時理事会を1回、書面決議決議2回を実施した。	定款 理事会運営規程
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	「定款」、「役員の定年に関する規程」及び「役員候補者選考委員会規程」において理事の就任時の年齢に制限を設けている。 「役員の定年に関する規程」、役員選考細則に代わる規程として「役員選考委員会規程」を2022年3月の理事会にて審議を行い、見直した。	定款 役員の定年に関する規程 役員選考委員会規程
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	2022年2月の理事会で10年を超えて在任できないよう再任回数の上限を設けることを「役員候補者選考委員会規程」で定め、2022年4月1日から運用を開始。（「役員選考細則」は廃止） 尚、2023年6月の改選時点では在任期間10年を超える理事はいなかった。	役員候補者選考委員会規程
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	2022年6月理事会にてメンバー追加を含めて7名に増員し、外部有識者3名となった。 そのメンバーで2023年度の役員改選を行った。	役員候補者選考委員会規程
11	[原則3] 組織運営等に必要ない規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	「コンプライアンス規程」「就業規則」を法令を順守する規程として整備済み。 就業規則を2022年3月の理事会にて修正して運用中。 フレキシブルな勤務形態に対応できるようにテレワーク就業規則制定済み。	コンプライアンス規程 就業規則 テレワーク就業規則

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	公益財団法人日本ハンドボール協会組織運営として必要な諸規程集を整備済み。 業務執行における権限は「決裁規程」に基づく。	定款 加盟団体規程 理事会運営規程 評議委員会運営規程 登録者倫理規程 決裁規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	個人情報保護規程、内部通報規程、反社会的勢力との関係遮断に関する規程を整備している。	個人情報保護規程 内部通報規程 反社改訂的勢力との関係遮断に関する規定
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	職員：「就業規則」、役員：「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」にて整備済み。	就業規則 賃金規程 育児介護休業に関する規程 テレワーク就業規程 役員及び評議員の報酬並びに費用
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	「定款」、「経理規程」にて整備済み。	経理規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	2023年6月の理事会において「加盟団体規程」「全国理事長会運営規程」「コンプライアンス規程」の見直しを行った。	登録と移籍に関する規程、契約処理規程、契約基準要領、肖像規程 コミュニケーションロゴマークの使用規程、付随的事業規程
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	当該規定見直し、現状にあった規程に変更した。	ナショナルチーム監督・コーチ・プレイヤー等の選考に関する規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	「公認審判員規程」を整備済み。 全国大会の審判員の派遣は年度開始前に審判委員会で決定し、変更がある場合は審判長が調整する。	公認審判員規程

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
19	[原則3] 組織運営等に必要 な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相 談ルートを確認するなど、専門家に日常的 に相談や問い合わせをできる体制を確保す ること	法務は敬和綜合法律事務所、会計は堀井公認会計事務所、税務は今井税理士事務所、労務は川端社会保険 労務士事務所、司法書士・行政書士は和田事務所・朝夷国際行政書士事務所を起用中。事務局職員は契約 書の締結においては必ず稟議前に弁護士にリーガルチェックを行うこととするなどの指導を行い、日常業 務において上記専門家と接点を持っている。	決裁規程 契約処理規程・契約基準要領
20	[原則4] コンプライアンス 委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営 すること	「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を運営している。定期開催については、イ ンテグリティ委員会との位置付け、役割の整理が必要であり、継続検討する。	コンプライアンス規程
21	[原則4] コンプライアンス 委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁 護士、公認会計士、学識経験者等の有識者 を配置すること	必要に応じて敬和綜合法律事務所の弁護士より法務からのサポートを受けている。	コンプライアンス規程
22	[原則5] コンプライアンス 強化のための教育を実施すべ きである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教 育を実施すること	インテグリティ推進委員会のカバー範囲として、理事、事務局のコンプライアンス教育を行う体制としてい る。	JOCアプリ
23	[原則5] コンプライアンス 強化のための教育を実施すべ きである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライア ンス教育を実施すること	1. 強化合宿ではNFインテグリティ教育推進計画に沿ってアンダーカテゴリーを含む日本代表選手、スタッ フ共に毎回コンプライアンス教育（JOCインテグリティ教育プログラム、JHA独自のプログラム等）を実施 している。また、JOC、JSCより展開されている各種オンライン研修プログラムの参加斡旋・情報共有を 図っている。 2. 日本代表選手、強化スタッフに対してはJOCアスリートアプリの利用を促している（2023年10月時点で61 団体中27位）。 3. 指導者資格の義務化を2021年度より開始（移行期間3年、2024年より完全実施）。これら対応により指 導者はJSPO公認スポーツ指導者資格取得の際に講習会の中で必ずスポーツインテグリティ講義を受講する こととなる。また受講促進するために公認指導者資格取得のガイドラインをホームページ等で周知徹底 した。	登録者倫理規程 インテグリティ教育推進計画 アンチドーピング教育計画

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	各種審判員向け研修にてガバナンス、コンプライアンスに関する講義を実施。 また、全日本大会担当審判員研修会でコンプライアンス教育をプログラムに入れ実施している。	登録者倫理規程 コンプライアンス規程
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	法務は敬和綜合法律事務所、会計は堀井公認会計事務所、税務は今井税理士事務所、労務は川端社会保険労務士事務所、司法書士・行政書士は和田事務所・朝夷国際行政書士事務所を起用中。事務局職員は契約書の締結においては必ず稟議前に弁護士にリーガルチェックを行うこととするなどの指導を行い、日常業務において上記専門家と接点を持っている。	経理規程 決裁規程 契約処理規程・契約基準要領
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	定款第3章「財務及び会計」にて適正な財産の管理・運用、事業計画及び収支予算、事業報告及び決算につき規定している。また「経理規程」にて適正な会計処理につき定めている。事務局長を中心に、企業財務の経験者を担当者に配置し財務会計処理を行う体制をとっている。	2023 年度収支予算書
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	「定款」第3章（財産及び会計）第11条（公益目的取得財産残額の算定）にて、公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規程に基づく運用を規定している。また、助成金使用に関する法令・ガイドラインを遵守して組織運営を行っている。	定款 倫理規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	「定款」第3章（財産及び会計）第10条（事業報告及び決算）において情報公開につき規定している。同規定に基づき事業計画書、事業報告書、収支予算書、収支決算書等を協会ホームページにて開示中。	収支予算書 財務諸表 事業報告書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	①「ナショナルチーム監督・コーチ・プレーヤー等の選考に関する規程」を協会ホームページで開示中。 選考された選手については遅滞なく協会ホームページで開示している。	ナショナルチーム監督・コーチ・プレーヤーの選考に関する規程
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	②ガバナンス遵守状況の自己説明を協会ホームページで開示中。その他、定款、諸規程など、ガバナンスに関わるルール、運用方針なども同様に協会ホームページで開示中。	ガバナンスコード遵守状況の自己説明

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	「定款」第6章（役員）第36条（取引の制限）において、協会役員の利益相反取引に関する制限を規定している。選手、指導者の利益相反取引を含めた「利益相反管理規定」を2022年2月の理事会で整備済み。	定款 利益相反管理規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反管理規定を作成、2022年2月の理事会で承認、制定し運用中。 該当する案件は無し。	利益相反管理規程
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	通報・相談窓口を協会内、協会外に設置中。通報ルートは、協会ホームページに「内部通報制度運用規程」として開示して周知している。 「内部通報制度運用規程」において、秘密や個人情報の取扱いなどに十分に配慮し、善良なる管理者の注意義務をもってこれを適切に保管管理すること、通報者の保護を定めている。 選手、審判、指導者、団体役員向けのコンプライアンス研修を2022年度から計画的に実施し、通報制度の運用体制を周知徹底している。	内部通報制度運用規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	協会内通報ルートには協会が起用する弁護士事務所（敬和綜合法律事務所）を、協会外ルートには第三者の弁護士事務所（キャストグローバル）を起用した。 事実確認のため専門的な対応が必要な場合は、敬和綜合法律事務所より弁護士の紹介を受けて対応している。	内部通報制度運用規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	協会の「登録者倫理規程」、「コンプライアンス規程」にて禁止行為、処分対象者を定めている。 両規程は協会ホームページにて開示して周知している。 弁明の機会を設けることはコンプライアンス規程で定めている。 処分の内容及び処分に至るまでの手続きについてはコンプライアンス規程第22条で定めている。「コンプライアンス規程」には日本スポーツ仲裁機構利用の定めがある。	コンプライアンス規程 登録者倫理規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	選手、指導者、登録、審判員に対する違反、競技中の違反については、「登録者倫理規程」に処分を規定している。法令等違反行為の事案は、「倫理委員会規程」第2条第3項記載の通り、倫理委員会に答申を求めることとしている。倫理委員会委員は、法人経営者、大学教授、法人役員・弁護士等の有識者が委員となっている。	コンプライアンス規程 登録者倫理規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	「コンプライアンス規程」には日本スポーツ仲裁機構利用の定めがあり、仲裁機構の利用が可能となる。	登録者倫理規程 コンプライアンス規程

(様式5)

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	「コンプライアンス規程」をホームページにて開示済。	コンプライアンス規程
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	2022年2月開催の2021年度第4回理事会において、「危機管理マニュアル」並びに部会メンバーについて制定し、2022年4月より運用を開始している。	危機管理マニュアル
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	「コンプライアンス規程」第12条（第三者委員会等）に不祥事等発生時の事実調査、原因究明、責任者の処分などにつき、外部識者から構成される第三者委員会を組織し、意見を求めることができる旨の規定がある。	コンプライアンス規程
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会には、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	「コンプライアンス規程」第12条「第三者委員会等」には利害関係者を選任してはならない、また外部識者から選任する旨の規定がある。	コンプライアンス規程
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	「加盟団体規程」にて協会との権限を明確化、地方組織の運営、業務執行に関する報告を受けることが規定されている。 また、2022年度より加盟団体に対して、活動報告および会計報告の提出を義務付け、内容の精査を実施していく。	加盟団体規程 インテグリティ教育推進委員会 アンチドーピング教育計画
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	「加盟団体規程」第10条（全国理事長会議その他）で、協会からの情報提供や意見交換ができる会議体を招集することができることを規定している。 2023年度6月の理事会で「全国理事会運用規程」を見直した。	加盟団体規程 全国理事長会運営規程